



# 鳥取県公報

平成 25 年 11 月 26 日 (火)  
第 8 5 5 2 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	公共測量の実施（2件）（837・838）（技術企画課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	土地改良区の役員の就退任（839）（西部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	土地改良区の役員の退任（840）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（情報政策課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	落札者の決定（警察本部会計課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

# 告 示

## 鳥取県告示第837号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成25年11月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成25年11月11日から同年12月20日まで
- 3 作業地域 鳥取市小沢見地内

## 鳥取県告示第838号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成25年11月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（航空写真測量）
- 2 作業期間 平成25年10月22日から平成26年3月31日まで
- 3 作業地域 倉吉市、東伯郡三朝町及び湯梨浜町並びに北栄町

## 鳥取県告示第839号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり稲光井手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成25年11月26日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

退任した役員の氏名及び住所

理 事	池 田 満 正	西伯郡大山町平295
〃	角 田 直 史	西伯郡大山町神原173
〃	金 田 一 男	西伯郡大山町中高16
〃	岡 田 輝 伸	西伯郡大山町神原219-2
〃	瀬 尾 登志子	西伯郡大山町野田243
〃	梅 実 茂 良	西伯郡大山町清原151
〃	中 西 俊 彦	西伯郡大山町唐王705
〃	谷 野 謙 一	西伯郡大山町上万448

〃 山 根 秀 之 西伯郡大山町上万743  
〃 水 野 允 昭 西伯郡大山町稲光73-1  
〃 山 根 毅 朗 西伯郡大山町稲光76  
〃 西 川 雄 司 西伯郡大山町荘田95  
〃 大 場 兵 輔 西伯郡大山町妻木683

平成25年6月20日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 杉 谷 愛 象 西伯郡大山町平297  
〃 角 田 直 史 西伯郡大山町神原173  
〃 金 田 一 男 西伯郡大山町中高16  
〃 岡 田 輝 伸 西伯郡大山町神原219-2  
〃 亀 山 睦 巳 西伯郡大山町野田30  
〃 梅 実 茂 良 西伯郡大山町清原151  
〃 下 嶋 一 正 西伯郡大山町唐王706  
〃 谷 野 謙 一 西伯郡大山町上万448  
〃 山 根 秀 之 西伯郡大山町上万743  
〃 金 川 達 男 西伯郡大山町稲光24  
〃 山 根 泰 次 郎 西伯郡大山町稲光16  
〃 来 海 栄 西伯郡大山町荘田645  
〃 大 場 兵 輔 西伯郡大山町妻木683

平成25年6月21日就任 任期4年

#### 鳥取県告示第840号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり米子市石州府土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成25年11月26日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

退任した役員の氏名及び住所

理 事 大 前 廣 光 米子市石州府422-1

平成25年9月29日退任

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年11月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

### (1) 購入物品等の名称及び数量

ノートサーバ等 一式

### (2) 購入物品等の仕様

入札説明書による。

### (3) 納入期限

平成26年3月20日（木）

### (4) 納入場所

入札説明書による。

### (5) 入札方法

本件入札は紙入札により行うものであること。

なお、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に105分の5を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

### (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

### (2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が事務用機器のパソコン類であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成25年12月6日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。

### (3) 平成25年11月26日（火）から同年12月20日（金）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

### (4) 平成25年11月26日（火）から同年12月20日（金）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

### (5) この公告に示した物品等を納入期限までに納入場所に納入し、導入作業を完了することができる者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県地域振興部情報政策課

## 4 入札手続等

### (1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県地域振興部情報政策課

電話 0857-26-7614

電子メールアドレス jouhou@pref.tottori.jp

### (2) 競争入札参加資格審査に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432又は7433

### (3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成25年11月26日（火）から同年12月12日（木）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/207732.htm>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成25年11月26日（火）から同年12月12日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

（1）に同じ。

（4）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（5）入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成25年12月20日（金）午前10時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月19日（木）午後5時とする。

イ 場所

鳥取県庁本庁舎地下1階第6会議室（鳥取市東町一丁目220）

5 入札者に要求される事項

- （1）入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- （2）本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を、郵便等又は持参により4の（1）の場所に平成25年12月12日（木）午後5時までに提出しなければならない。
- （3）入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

（1）契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

（2）入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (3) 契約書作成の要否

要

## (4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

## (5) 手続における交渉の有無

無

## (6) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

## (1) Nature and quantity of the products

1 sets of lotus domino server to be purchased

A suite of software to be purchased

## (2) December 12, 2013 5 : 00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

## (3) December 20, 2013 10 : 00 AM : Time-limit for submission of tenders

(December 19, 2013 5 : 00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Information Policy Division of Regional development Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan  
TEL : 0857-26-7614

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年11月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量	遺失物管理システム賃貸借及び保守業務 一式
2 契約方式	一般競争入札
3 落札日	平成25年11月1日
4 落札者の名称及び所在地	日本電気株式会社鳥取支店 鳥取市扇町7
5 落札金額	月額870,912円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日	平成25年10月15日
7 落札方式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県警察本部警務部会計課 鳥取市東町一丁目271